

<p>U1-005 □□□</p>	<p>【弁理士法／弁理士の業務】</p> <p>弁理士は、弁理士の(①)を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。</p> <p>外国の(②)またはこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠または商標に関する権利に関する手続(日本国内に住所または居所、そして法人にあっては営業所を有する者が行うものに限る)に関する(③)の作成その他の事務を行うこと。</p>	<p>①名称 ②行政官庁 ③資料 (弁4条第3項2号)</p>
<p>U1-006 □□□</p>	<p>【弁理士法／裁判所】</p> <p>弁理士は、特許、実用新案、意匠に係る国際登録出願、意匠に係る国際登録出願、回路配置表に関する事項について、裁判所(②)または(③)とともに出頭することができる。</p>	<p>代理人</p>
<p>U1-007 □□□</p>	<p>【弁理士法／特定侵害訴訟代理業務】</p> <p>弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、その付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、(①)に限り、その訴訟代理人となることができる。</p>	<p>①弁護士が同一の依頼者から受任している事件 (弁6条の2第1項)</p>
<p>U1-008 □□□</p>	<p>次の記述内容は適切か？</p> <p>特許侵害訴訟の代理は、弁理士が単独で行うことができる業務である。</p>	<p>不適切である。 (弁6条の2)</p> <p>*いわゆる付記弁理士であっても同様である。</p> <p>第7回(特許)問45に関連 第13回(特許)問22に関連 第19回(特許)問30に関連</p>
<p>U1-009 □□□</p>	<p>次の記述内容は適切か？</p> <p>弁理士は、受任している事件の依頼者の相手方の協議を受けて賛助した事件については原則としてその業務を行うことができない。</p>	<p>適切である。 (弁31条1号)</p>